

# 令和3年度 主任介護支援専門員研修

無断複写・転載を禁ずる

## ケアマネジメントの実践 における倫理的な課題 に対する支援

社会福祉法人大淀福祉会  
事業統括部長 大峯伸一

## 本日の習得目標

無断複写・転載を禁ずる

自らの振り返りを通して、自己の倫理的課題  
について改善策を判断できる。

具体例を交えながら、主任介護支援専門員  
が備えるべき倫理について説明できる。

介護支援専門員に対して、ケアマネジメント  
を行う際の倫理的課題と対応方法について  
説明ができる。

介護支援専門員が自らの倫理的判断力を高  
められるような振り返りの支援を実施できる。

研修会や事例検討会における倫理的な配慮  
について説明できる。

## 主任介護支援専門員の役割

自らが直面する倫理課題に気づき、速やかに、  
的確に対応できる…だけではなく、

指導者として、他の介護支援専門員が、倫理的課題に悩んでいた時には、自らが判断し、対処できるように援助するとともに、倫理的課題に気づいていない介護支援専門員に対し、自ら自覚し対処していこうと前向きに取り組めるように導く。

無断複写・転載を禁ずる

## 倫理とは

無断複写・転載を禁ずる

- そもそも「倫理」の意味とは？  
「人として踏み行うべき道。道徳。モラル。」  
となっている。

倫理 = 人としての行動の基準!!

- ①社会人としての倫理(全般的倫理)  
大人として、社会を構成する人間として守るべき  
ルール、モラル
- ②専門職としての倫理(職業倫理)  
その専門職として求められるルール、モラル

## 専門職としての倫理とは

その時の最大のポイントは、専門職は絶対に**個人の価値観や性格**で判断し行動してはいけない!!  
という事実

つまり専門職としての行動は、その責任を果たすために、その人の立場(スタンス)や関わりの持ち方など、**最低限の共通項**がある。

## 基本理念(行動規範)

## 介護保険法

(目的)

第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

第二条 4 第一項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。

## 「法令順守」と「倫理」の違い

無断複写・転載を禁ずる

誰もが最低  
守らねばならないこと

人として「善い生き方」  
「適切な行動」を導く筋道

絶対にしてはいけない事  
の明示

こうして行きたい、このよう  
に在りたいを明示

つまり倫理とは

利用者の自立した生活の実現の為、それを支援する専門職として、なにを守り、何を大切にしていけるかを、自らに誓い、そして実践という形で他者へ伝えていくこと

あなたは新人の介護職員です。

あなたは今リビングで入居者Aさんと一緒にいます。Aさんは、認知症があり、歩行が難しく車いすに座っていますが、時々不意に立ち上がることがあります。

今日は特に朝から不機嫌で何度も立ち上がろうとされていました。もちろんその都度座るよう声かけしますがAさんはすぐに忘れてしまうので側を離れることができません。そこに先輩職員のBさんが来て言いました。「今からCさんの入浴介助に入るからあなたも手伝って。Aさんは車いすに縛っておけばいいから」  
びっくりしたあなたは言いました「本当に縛っていいんですか？」するとBさんが言いました。「縛るといっても少しの時間でしょう。私たちは入浴の介助でいなくなるのよ。もしその間に立ち上がって転倒したら誰が責任とるの?第一これはAさんの安全のためなのよ」

あなたはどうしますか?

# 身体拘束はどうして行なわれてしまうのか?

無断複写・転載を禁ずる



検証① 本当に縛ると安全なのか?

検証② 縛るしか方法がないのか?

## ここに一つの事実が

平成21年に「NPO 全国抑制廃止研究会当会」が行ったアンケート調査

身体拘束を一切やめる方針の施設とそうでない施設とを比べてみた結果

死亡事故や後遺症を残す「重傷事故」の発生件数で、特別養護老人ホーム、グループホームでは、身体拘束を一切やめる方針としている施設の重傷事故件数が、そういう方針ではない施設の事故件数を下回っているという結果が示された。これらの調査結果からは、安全の為に身体拘束をするということの矛盾を示す結果となった。

## 立ち・座り・歩行が不安定な人

無断複写・転載を禁ずる

「人がいない」  
「本人の安全の為」  
と車いすへ抑制する

縛られて動けない生活

活力と体力の低下

全く動けなくなる(動かなくなる)

どうやったら一人で  
動けるようになるか  
を検討する

自由に動ける生活

出来ることが拡大!!

自分の望む生活の獲得

この段階で転倒や転落などの重大事故が発生する!!

まずはその人にとっての最高をイメージし  
その実現に向けて最大限の努力をすること

専門職の都合や言い訳と引き換えに人としての尊厳と自由を奪われる...そこには、本人のあきらめと専門職の怠慢しか生まれえない

無断複写・転載を禁ずる

専門職は本来「観察、関わり、注意、意識、分析、工夫、実行、検証」の繰り返しの中で本人の課題を解決し望む姿の実現へと進んでいく。当然その進んでいく道の先には「自立」がある。この専門性が発揮されているか?そこをマネジメントするのがケアマネの責任である。

適切なリスクマネジメントがなされその上で、実際に行なわれているケアが自立(自律)の視点に立ち、その目的に即して提供されているか常に検証する。

即ち、専門職が専門職としてのプライドを持って仕事をすれば身体拘束は自ずと消滅する。この事実を私達はしっかりと受け止めなければならない。

## 身体的拘束等の適正化

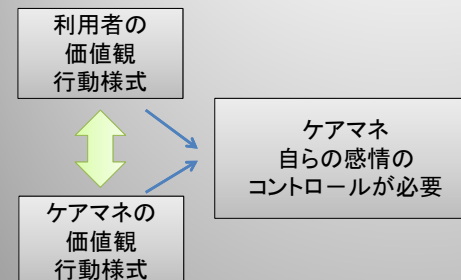
身体的拘束等のさらなる適正化を図る観点から、運営基準に以下のとおり定めることとする。

(基準) 身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じなければならないこととする。  
・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。  
・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。  
・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。  
・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。  
(居宅基準第183条、地域密着型基準第118条、予防基準第239条等関係)

## 公平性

「公に平等」、すなわち、一部だけに手厚くない、偏らないということ

### ①どの人に対しても公平な対応



### ②サービス利用援助での公平な対応

ニーズの性質や量に応じて適正に利用できるように支援

## 中立性

### ①利用者をめぐる関係者間の中立性

- ・介護を受ける者と介護を担う者の対立
- ・家族・親族間での対立

### ②サービス提供機関との中立性

「介護支援専門員は、その担当する要介護者等の人格を尊重し、常に当該要介護者等の立場に立って、当該要介護者等に提供される居宅サービス～が、特定の種類又は特定の事業所若しくは施設に不当に偏ることのないよう…」

所属する機関や特定の深い事業者への  
利用誘導は

## 秘密保持(個人情報保護)

- 「暮らし」に深く関わる者の最低限の責任 (秘密保持義務)

第六十九条の三十七 介護支援専門員は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。介護支援専門員でなくなった後においても、同様とする。

信頼関係の構築に不可欠 → チーム全員で共有

「個人情報保護法」第3条には個人情報、「個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきである」とされている。個人情報を取り扱う者すべてが、その目的や様態を問わず、個人情報の性格と重要性を十分認識し、その適正な取り扱いを図らなければならないとされている。

サービス担当者会議など、利用者または家族の個人情報をを用いる場合は、あらかじめ**文書による同意が必要**。

平成30年度  
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正から  
<居宅介護支援>

無断複写・転載を禁ずる

末期の悪性腫瘍の利用者に対するケアマネジメント  
著しい状態の変化を伴う末期の悪性腫瘍の利用者に対しては、主治の医師等の助  
言を得ることを前提として、サービス提供の観点から、ケアプラン等によりケア  
マネジメントプログラムの位置付けを行うこととする。(居宅介護支援基準第4条関係)

質の高いケアマネジメント  
居宅介護支援事業者は、ケアマネジャー  
であることを確保する。  
(居宅介護支援基準第4条関係)

公正中立な  
利用者との関係構築に位置付  
ける居宅サ  
サービス等が可能であるこ  
と7等を説明するこ  
と(居宅介護支援基  
準第4条関係)

訪問回数の多い利用者への  
訪問回数の多いケアプランについては、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源  
の有効活用等の観点から、市町村が確認し、必要に応じて是正を促していくことが適  
当であり、ケアマネジャーが、統計的に見て通常のケアプランよりかけ離れた回数  
(※)の訪問介護(生活援助中心型)を位置付ける場合には、市町村にケアプランを届  
け出すこととする。(居宅介護支援基準第13条関係)

介護支援専門員の専門  
業務の評価とともに高  
い専門性、モラル性も求  
められている!!

## 令和3年度介護保険法改正のポイント

無断複写・転載を禁ずる

### ○感染症や災害への対応力強化

感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続  
的に提供される体制を構築

### ○地域包括ケアシステムの推進

住み慣れた地域において、利用者の尊厳を保持しつつ、必要なサービスが切れ目な  
く提供されるよう取り組みを推進

### ○自立支援・重度化防止の取り組みの推進

制度の目的に沿って、質の評価やデータ活用を行いながら、科学的に効果が裏付け  
られた質の高いサービスの提供を推進

### ○介護人材の確保・介護現場の革新

喫緊・重要な課題として、介護人材の確保・介護現場の革新に対応

### ○制度の安定性・持続可能性の確保

必要なサービスは確保しつつ、適正化・重点化を図る

### ○その他

・介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化

・高齢者虐待防止の推進(全サービス)

【すべての介護サービス事業者】利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、  
虐待の発生・再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当  
者を定めることを義務づける。

(※3年の経過措置期間を設ける)

## 看取りへの対応の充実

無断複写・転載を禁ずる

看取り期の本人・家族との十分な話し合いや関  
係者との連携を一層充実させる観点から基本報  
酬や看取りに係る加算の算定要件において、  
「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロ  
セスに関するガイドライン」等の内容に沿った取  
り組みを行うことを求める。

「尊厳の保持」の実現性を高める取り組み

「尊厳の保持と自立支援に資する質の向上」  
が最上位目的とされている

教科書P60

無断複写・転載を禁ずる

Q.介護支援専門員に対し、倫理的課題について  
指導するのは誰でしょうか?

Q.主任介護支援専門員が介護支援専門員に対し、倫理的課題について指導する際に意識すべきポイントはなんですか？

## 個人ワークⅠ

先ずこの「介護支援専門員の倫理綱領」を復習の意味も含め、項目ごとに確認する。(10分)

＜1＞演習シートⅠの評価の欄の記入(5分)

・より重要と思う項目を3項目抽出

＜2＞シチュエーションの欄の記入(10分)

・実務を振り返りながら、実際の場面を想定し記載

＜3＞指導の視点・ポイント欄の記入(10分)

・指導する立場としてどのように捉え、具体的にどう指導するかを考える。

条文	標題	シチュエーション	指導の視点・ポイント
1	自立支援	家族が本人を大切に思うあまりすべてをサービスで補おうとされ「セルフケア」に繋がれない状況。	家族を否定的に捉えていないか、あるいは何をいっても変わらないとあきらめていないかを確認する。その上で、想いを受け止めながら、自立することの大切さを共有できるよう丁寧な関わりが必要であることを指導する。同時に、本人のADL機能の評価から出来ることを明確にして、本人の気持ちに寄り添いながら、生活意欲を引き出せるようアプローチしているかを確認する。

## 個人ワークⅡ

「倫理の手引き」を活用し実践への視点を深堀する(15分)

本人がしっかりと自覚し、判断し、  
決断できるように導く!!

客観的に自己を見つめる

気づきを増やす  
ことが出来る

原因が分析できる。

## 指導の視点

- ・事例性にだけ目を向けないようにする。
- ・自分の関わりの振り返りができるようにする。
- ・「不足していることは何か？」を自らが具体的に気づけるようにする
- ・「いつ、どんな、どのように」行動すれば良いかを考えさせる
- ・あくまでも利用者にとってどうかを原点とする
- ・全体を見て優先順位が的確に判断できるようにする。

## 研修会・事例検討における倫理的配慮

例えば、ベッドサイドにセンサーを設置しました。これは身体拘束に該当するでしょうか？

行動パターンを把握し、事故の防止対策を検討する

行動を監視し、時にその行動を制止するために使用

全ては専門性を発揮するポイントにかかっている!!

## 主任介護支援専門員の役割

自らが直面する倫理課題に気づき、速やかに、的確に対応できる…だけではなく、

指導者として、他の介護支援専門員が、倫理的課題に悩んでいた時には、自らが判断し、対処できるように援助するとともに、倫理的課題に気づいていない介護支援専門員に対し、自ら自覚し対処していこうと前向きに取り組めるように導く。

無断複写・転載を禁ずる